

# 宿泊約款

(摘要範囲)

**第1条** 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、

2 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

(宿泊契約の申込み)

**第2条** 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
- (4) その他当館が必要と認める事項

2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

**第3条** 宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料金を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただきます。

3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし、申込金の支払い期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

**第4条** 前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払い期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

**第5条** 当館は次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じることがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成37年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

(5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。

(7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(9) 長野県条例の規定する場合に該当するとき。

(宿泊客の契約解除権)

**第6条** 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当館が申込金の支払い期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。

3 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後6時（到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当館の契約解除権)

**第7条** 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行をしたと認められるとき。

(2) 宿泊客が伝染病患者であると明らかに認められるとき。

(3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

(5) 長野県条例の規定する場合に該当するとき。

(6) 寝室での寝たばこ、消防用設備に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。

2 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

**第8条** 宿泊客は宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

(1) 宿泊客の氏名・年齢・性別・住所及び職業

(2) 外国人にあっては、国籍・旅券番号・入国地及び入国年月日

(3) 出発日及び出発予定時刻

(4) その他当館が必要と認める事項

2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、デビットカードなど通貨に変わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを提示していただきます。

(客室の使用時間)

**第9条** 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後2時30分から翌朝9時30分までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

(1) 超過3時間までは、室料相当額の30%（室料金の3分の1）

(2) 超過6時間までは、室料相当額の50%（室料金の2分の1）

(3) 超過6時間以上は、室料相当額の100%（室料金の全額）

前項の室料相当額は、基本宿泊料の70%とします。

(利用規則の遵守)

**第10条** 宿泊客は、当館内においては、当館が定めた利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

**第11条** 当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等でご案内いたします。

- (1)フロント・キャッシャー等のサービス時間
  - イ 門限 21時00分
  - ロ フロントサービス 06時00分～21時00分
  - ハ 両替サービス
- (2)飲食(施設)等のサービス時間
  - イ 朝食 07時00分～08時30分
  - ロ 昼食 11時30分～13時30分
  - ハ 夕食 18時00分～20時00分
- (3)附帯サービス施設のサービス時間：22時00分迄

2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

**第12条** 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、日本円通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、デビットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
- 3 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けませす。

(当館の責任)

**第13条** 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2 当館は、建物自主点検表を提示しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取り扱い)

**第14条** 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取り扱い)

**第15条** 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価格の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は15万円を限度としてその損害賠償します。

2 宿泊客が、当館内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館はその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当館に故意又は重大な過失があった場合を除き15万円を限度額として当館はその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

**第16条** 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡します。

2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

**第17条** 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

**第18条** 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金の算定方法(第2条第1項及び第12条第1項関係)

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	基本料金	①基本宿泊料(室料+朝・夕食料)
	追加料金	②追加飲食(朝・夕食以外の飲食料)及びその他の利用料
	税金	消費税

- 備考1 基本宿泊料は別表に掲示する料金表によります。  
 2 子供料金は小学生以下に適用し、大人に準じる食事と寝具を提供したときは大人料金の70%、子供用食事と寝具を提供したときは50%、寝具のみを提供したときは30%をいただきます。寝具及び食事を提供しない幼児については、施設使用料(3,000円税別)を申し受けませす。

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

	不泊	当日	前日	2日前	3日前	5日前	6日前	30日前
14名まで	100%	50%	20%	20%	20%	0%	0%	0%
15名～30名まで	100%	100%	20%	20%	20%	0%	0%	0%
31名～100名まで	100%	100%	20%	20%	20%	20%	20%	0%
100名以上	100%	100%	50%	20%	20%	20%	20%	20%

- (注) 1 %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。  
 2 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。  
 3 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込をお引受けした場合にはそのお引受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる。)にあたる人数については、違約金はいただきませす。

## 利用規則

上高地アルペンホテルでは、宿泊約款第10条に基づき、当ホテルの品位を保ち、またお客様が当ホテルへ滞在中に快適かつ安全にお過ごしいただくことを目的とした利用規則を下記の通り定めておりますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。万一この規則に対してご協力いただけなかった場合は、宿泊約款第7条第1項により、客室及び当ホテル内の諸設備のご利用をお断り申し上げることがあります。また、お客様のご協力が得られなかった結果生じた事故については、当ホテルでは責任を負いかねますので、その旨ご了承くださいませようお願い申し上げます。

ベッドの中など火災の発生しやすい場所での喫煙はご遠慮ください。

ホテル内での暖房用、炊事用の火器はご使用にならないでください。

ホテル内に次のようなものをお持ち込みにならないでください。

1. 動物などその他のペット類一般（但し、盲導犬を除きます。）
2. 悪臭・異臭を発生するもの
3. 著しく多数量の物品
4. 火薬・摘発油等発火又は引火しやすいもの
5. 所持を許可されていない鉄砲、刀剣類
6. その他、他のお客様の安全性を脅かす物件と認められるもの

- ・ホテル内でとばくまたは風紀を乱すような行為はなさないでください。
- ・ホテル内で他のお客様にご迷惑を及ぼすような高声、放歌、または喧騒な行為はなさないでください。
- ・睡眠薬その他の薬物の使用により、他のお客様あるいはホテルに迷惑をかける行為はおやめください。
- ・他のお客様に不快感をあたえたり、迷惑をおかけするような疾病をお持ちの方のホテル利用はお断りさせていただきますことがあります。
- ・ホテル内の諸設備物品を当ホテルにご相談なく他の場所へ移動させる等、現状を変更するようなことはなさないでください。
- ・不可抗力以外の事由により建造物、家具、備品その他の物品を損傷、紛失、あるいは汚染された場合には、相当額を弁償していただくことがあります。
- ・客室を当ホテルの許可なしに宿泊および飲食以外の目的にご使用にならないでください。
- ・ホテル内の営業施設以外の場所に許可なく立入ったり、立入りを強要なさないでください。
- ・ホテル内に当ホテルの許可なしに飲食物をお持ち込みになったり、外部から出前をおとりになることはなさないでください。
- ・ホテル内では当ホテルの許可なしに、広告物の配布、掲示または物品の販売等はなさないでください。
- ・廊下やロビー等に所持品を放置なさないでください。

## 利用規則

- ・ホテルの外観を損なうようなものを窓側に陳列なさないでください。
- ・お買い物代、切符代、タクシー代、郵便切手代、お荷物送料等のお立替えはお断りさせていただきます。
- ・お忘れ物、遺失物の処理は法令にもとづいてお取り扱いさせていただきます。
- ・ご予約のない場合または宿泊当日のご予約は原則としてお預り金を申し受けます。
- ・現金、貴重品の保管は、客室に備え付けの貸金庫（無料）をご利用いただきますようお願いいたします。客室での現金、貴重品の紛失に関しては、ホテルは責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・ホテル内のレストラン、売店をご署名によってご利用される場合は、客室の鍵をご提示ください。
- ・ご訪問客と午後9時以後の客室内でのご面会をご遠慮願います。
- ・未成年者のみのご宿泊は特に保護者の許可のない限りお断りさせていただきます。
- ・ご予約の宿泊日数を変更なされる場合は、予めフロント係員にご連絡ください。ご延長の場合はそれまでのお支払いをお願い申し上げます。
- ・ご滞在中、フロントからお勘定書の提示がございましたらその都度お支払いください。
- ・料金のお支払いは通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、クーポン券、若しくはクレジットカードによりフロントにてお支払いください。尚、旅行小切手以外の小切手でのお支払いには応じかねますのでご了承ください。
- ・ホテル内で撮影された写真等を営業上の目的で公になされることは、法的処置の対象となることがありますのでご注意ください。
- ・その他当ホテルが不相当と判断する行為。